

(4) 農 道

農地整備事業（通作条件整備）	事業主体 県 市町村	所管課班 ① 農村振興課 地域計画班 ② 農山漁村なりわい課 中山間振興班
----------------	------------------	------------------------------------------------

趣 旨

農地整備や農業関連施設の整備と関連した地域農業の振興に必要な農道の整備を実施するとともに、老朽化した農道の保全対策を実施するもの。

事業の内容

（１）基幹農道整備

ア 一般型

農業の近代化又は農業生産物の流通の合理化を図るため重要かつ農村環境の改善に資する農道網の基幹となる農道の整備を行う。

イ 保全対策型

既設の農道について、点検診断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面からの整備水準の向上を図る保全対策のほか、緊急対策を行う。

（２）一般農道整備

ア 一般型

幹線から末端耕作道までの農道網の整備を行う。

イ 樹園地等型

経営の近代化及び省力化を図ろうとする樹園地を主体とした農用地、近代化及び省力化を図りかつ、水田利用の再編成の推進を図ろうとする野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）第4条第1項の規定に基づき指定された野菜指定産地における畑地（畑作に転換した水田を含む。）を主体とした農用地、又は酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の4第1項の認定を受けた市町村計画に係る市町村内の農用地における農道の整備を行う。

ウ 農業集落間型

農業の生産条件が不利な地域において、農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）第2条4項に定める農業集落を結ぶ農道の整備を行う。

エ 保全対策型

既設の農道について、点検診断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を図る保全対策のほか、緊急対策を行う。

【保全対策型の内容】

（１）点検診断 利用環境の把握、現状機能の評価、保全対策の検討に必要な調査、保全対策計画の策定。

（２）保全対策 ①施設機能保全対策

老朽化等により機能低下した施設の修繕、補強及び更新並びに施設機能の保全に必要なその他の工事。

②交通安全及び物流効率化対策

防護柵の整備、交差点の改良、歩道及び自転車道並びに横断歩道橋の整備、踏切、標識及び照明施設の整備、積雪寒冷地域対策工の整備、路面（路体、路床及び路盤を含む）の改良、勾配及び線形の改良並びに駐車場、ライフライン収容施設及び農業多目的広場の整備。

③環境保全対策

農道沿道の並木、花壇等の施設用地、芝生、照明施設、農道の管理用として設置する遊歩道等整備、農道周辺の生態系の保全等に資する農道横断施設及び進入防止施設の整備。

（３）緊急対策 供用中の農道において災害等の不測の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の緊急的な機能回復又は予防等の措置。

採択基準	事業区分					
	基幹農道整備		一般農道整備			
	一般型	保全対策型	一般型	樹園地等型	農業集落型	保全対策型
1) 受益面積 (農振農用地)	おおむね50ha以上	おおむね50ha以上	おおむね50ha以上	おおむね50ha以上	おおむね30ha以上	おおむね50ha以上
特 例 値	おおむね30ha以上	おおむね30ha以上	おおむね30ha以上	おおむね30ha以上	—	おおむね30ha以上
該 当 法 令	②③④	②③④	②③④	②③④	—	②③④
2) 事業費	1億円以上	3千万円以上	5千万円以上	5千万円以上	5千万円以上	3千万円以上
3) 車道幅員 (m)	4.0メートル以上	—	—	—	4.0メートル以上	—
特 例 値	3.0メートル以上	—	全幅員4.0メートル以上	全幅員4.0メートル以上	—	—
該 当 法 令	①②④	—	②③④⑥⑧	②③④⑥⑧	—	—
4) 全幅員	—	—	4.5メートル以上	・幹線農道:4.5メートル以上 ・支線農道:3メートル以上 ・末端耕作道:2メートル以上	—	—
5) その他基準	—	農業農村整備事業等農林水産省所管事業により農道として造成された路線、ふるさと農道緊急整備事業により造成された路線、地域再生法に基づき造成された路線であること。	—	樹園地又は⑩⑫⑬を主とした区域 総延長がおおむね500メートル以上である軌道等運搬施設。 (野菜指定産地における畑地帯又は田畑輪換を行う水田地帯において行うものを除く。)	⑨又は⑩に該当する区域	広域農道及び農農農道以外で農業農村整備事業により造成された路線であること。
6) 車種構成	自動車交通量のうち、農業に係るものが過半を占めるものであること。					

採 択 基 準

特 例 値 該 当 法 令 一 覧

- ① 離島振興法
- ② 山村振興法
- ③ 過疎地域活性化特別措置法
- ④ 半島振興法
- ⑤ 特定農山村における農林業等活性化のための基盤整備の促進に関する法律
- ⑥ 豪雪地帯対策特別措置法の特別豪雪地帯
- ⑦ 水源地域対策特別措置法
- ⑧ 急傾斜地帯（受益地の平均傾斜度が15度以上の地域、水田地帯は除く）
- ⑨ 構造改善局長が定める地域（林野率50%以上、主傾斜1/100以上の農用地の面積が50%以上）
- ⑩ 5法指定（①②③④⑤）を受けた区域および準ずる区域
- ⑪ 野菜生産出荷安定法
- ⑫ 田畑輪換を行う水田地帯の農用地
- ⑬ 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律

負担割合	区 分		国	県	その他	備考
(1) 基幹農道整備	ア 一般型		50	未定	未定	※分割地区の場合、(1)のア、(2)のア～ウの補助率は従前事業に準じる。 ※(1)のイ、(2)のIの補助率は県営の場合。団体営は県(0)、その他(50)。
	イ 保全対策型		50	25	25	
(2) 一般農道整備	ア 一般型		50	未定	未定	
	イ 樹園地等型					
	ウ 農業集落間型		50	25	25	

※ (1) のア、(2) のア～ウは県が事業実施主体。(1) のイ、(2) のIは県または市町村が事業実施主体。